

定点観測事業確認書（案）

1 ○○ビル管理組合（以下甲）と都市空間の定点観測研究会（以下乙）は、○○○区○○○丁目○○番地○○ビル屋上に設置する「都市空間定点観測カメラ ○台」（以下「○○ビルカメラ」）の設置、管理、撮影画像の取り扱いについて、以下の通り確認書を交わす。

2 ○○ビルカメラ設置の目的

○○ビルカメラは、○○ビルより見ることが出来る都市空間の変化を定点観測するために設置され、撮影された画像は、①都市計画・まちづくり、②教育、③研究、④文化芸術、に用いる。撮影された画像は、上記以外の目的には原則として利用しない。

3 ○○ビルカメラの設置場所・構図、撮影の方法

- 1) 設置場所・構図：○○ビルカメラは、別紙に添付する構図の都市空間の撮影を行う。
- 2) 撮影の方法：○○ビルカメラでは、10分以上の一定時間の間隔をおいた静止面の撮影を行い、動画の撮影は行わない。撮影された画像はインターネットを通じて乙の管理するサーバーコンピュータに転送し、画像アーカイブとして蓄積する。画像は一旦サーバーコンピュータにダウンロードされたものを利用し、リアルタイムの画像観測は行わない。

4 カメラの設置に関する負担

- 1) 機材の負担：○○ビルカメラの機材は乙が負担する
- 2) 通信費の負担：○○ビルカメラのインターネット接続等の通信費は乙 or 甲が負担する
- 3) 電気料金の負担：○○ビルカメラの電気料金として月○円を定め、乙が一年分をまとめて○月に支払うものとする・・・（甲にご負担頂くパターンもあり）

5 カメラの維持管理の役割

- 1) ○○ビルカメラのメンテナンスは主として乙が責任を持って遂行する
- 2) ○○ビルカメラのメンテナンス等の必要性が発生した場合、甲・乙ともに予め双方の了解を得て、設置場所に立ち入り、メンテナンス等を行うこととする

6 撮影画像の管理・利用

- 1) ○○ビルカメラで撮影された画像およびその著作権は乙で一括管理し、甲は自己利用に限り、無料で画像を利用出来るものとする
- 2) 第三者は、乙の許可を得て○○ビルカメラで撮影された画像を利用することが出来る。乙は第三者が無断で画像を利用しないよう、必要な措置を講じる
- 3) 甲は必要に応じて○○ビルカメラで撮影された画像の利用状況の提出を乙に求めることが出来、その利用の方法について乙との協議を申し出ることが出来る。
- 4) 甲・乙ともに、○○ビルカメラで撮影された画像を利用する際に、必要に応じて予め双方に通知し、協議を経る（あるいは「同意を得る」）こととする

7 設置期間

- 1) ○○ビルカメラは5年間の設置期間を予定し、甲・乙の同意によりその期間を延長することができる。その際に、当「覚え書き」に特に変更無き場合は、甲・乙双方の同意を得て、当「覚え書き」をそのまま適用することとする
- 2) ○○ビルカメラを撤去する場合は、甲・乙ともに、おおむね2ヶ月前までにその旨を双方に申し出ることとする
- 3) 当「覚え書き」は下記の日時より発効する

平成16年 月 日

8 その他

- 1) 当「覚え書き」で想定していないような事態が発生した場合、甲・乙双方で誠意をもって協議し、事態の解決にあたることとする。

千代田区〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル管理組合 印

東京都
都市空間の定点観測研究会
代表 饗庭 伸 印